

見本

令和5年6月30日
浜松市 価格高騰重点支援給付金担当

「浜松市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の支給のお知らせ

エネルギー・食料品等の物価高騰が続く中、浜松市では住民税非課税世帯に対する生活支援として1世帯あたり3万円を支給します。

支給要件	<ul style="list-style-type: none">●基準日(令和5年6月1日)において、浜松市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である。●世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。●世帯の中に、住民税課税となる所得があるにもかかわらず未申告である者がいない。
------	--

支給額	1世帯あたり3万円	支給方法	口座振込
金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NN	9999*** <small>※情報保護のため口座番号の一部を隠しています。</small>
口座名義(カナ)			
NN			

上記の口座に支給を希望される方

手続きは、いりません。

令和5年7月28日を目安に、浜松市から令和4年度「価格高騰緊急支援給付金」(1世帯あたり5万円)を支給した上記の口座へ振込を開始します。

※通帳には「30,000 シエンキユウフキン」と印字されます。

あなたのお問い合わせ番号は **999999999999** です。

振込口座変更・受給辞退などは裏面をご確認ください。▶▶▶

振込口座の変更を希望される方

表面に記載された振込口座から変更を希望される方は

令和5年7月18日(火)までに**コールセンターへ連絡**していただき、届出用紙を取り寄せ、記入の上、必要書類を添えて郵送によりお申し出ください。

※振込口座を変更する場合は、変更の届出を受理してから振込までに3週間から1か月程度のお時間をいただきます。

受給を辞退される方

本給付金の受給を辞退される方は

令和5年7月18日(火)までに**コールセンターへ連絡**していただき、届出用紙を取り寄せ、記入の上、必要書類を添えて郵送によりお申し出ください。

注意事項



- ・令和5年7月18日(火)までにコールセンターへ連絡がない場合には振込口座の変更や受給辞退はできません。
- ・給付金の支給要件を満たしていない方は、令和5年7月18日(火)までにコールセンターへ連絡してください。
- ・給付金を受給された世帯の方が修正申告等により、令和5年度住民税均等割が課税となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は給付金を返還していただきます。

お問い合わせ先

浜松市価格高騰重点支援給付金コールセンター



0120-034-053

受付時間 8:30-17:15 (土・日・祝日は除く)

上記の電話は外国語も対応しております。

Foreign languages are also available on the above phones.

上述手机还提供外语服务。

Línguas estrangeiras também estão disponíveis nos telefones acima.

※お問い合わせの際は・・・**表面記載のお問い合わせ番号**をお伝えください。

サギ(詐欺)に注意!!

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。

給付金に関連して、国、県、市などが現金自動預払機(ATM)の操作などをお願いすることは絶対にありません。